

「民泊サービス」に関する苦情・相談等について

港区

1 港区の旅館業法許可施設の現状

営業種別	ホテル営業	旅館営業	簡易宿所営業	計
施設数	71	52	14	137
客室数	19,740	5,494	104	25,338

平成 27 年 12 月 31 日現在

2 旅館業法関係相談件数、許可件数の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
相談件数	209	121	143	268	330	439
許可件数	6	13	6	6	8	10

※「相談件数」は延べ件数（旅館業開設の相談、民泊の苦情を含む）

※平成 27 年度は第 3 四半期までの件数

（参考）平成 27 年 12 月の旅館業関係相談件数は 75 件で、このうち民泊の苦情は 27 件、民泊の問い合わせは 12 件だった。

3 「民泊」に関する苦情相談の具体的内容（平成 28 年 1 月現在対応中のもの）

(1) 対象の形態

一戸建て（賃貸）2 件、共同住宅（区分所有）3 件、共同住宅（賃貸）2 件
（いずれのケースも家主は不在）

(2) 相談内容

（共通事項）「当該物件が A 社のサイトに登録され、『民泊』施設として使用されているのでやめさせたい（やめさせてほしい）。」

（理由）民泊施設としての違法な使用、外国人の出入りが多くて不安（防犯、火災、感染症）、ごみの処理方法、夜間騒音、共用部での不適切な行為等

4 旅館業法の規制緩和に対する考え方

簡易宿所営業の構造設備基準を緩和して、許可取得を促進する場合には次の点について解決を図ることが不可欠と考えます。

①賃貸借契約や管理規約（区分所有建物の場合）に反していないことを許可の要件とする。

（説明）現在最も問題となっているのはこの点であり、これを解決しないまま許可取得を促進した場合は、さらに問題を複雑化させると考える。通知ではなく、法令に規定することを要望する。

②建築基準法、消防法との調整を国において十分に行う。

（説明）旅館業法の許可を得た施設が、他法に抵触する事態が生じないよう、国において関係省庁間で十分な調整を行うよう要望する。